#### 平成30年度 双葉地方水道企業団 資金不足比率について

# 1. 概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、公営企業において、「資金不足比率」を算定し、公表することになりました。

#### 2. 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が 公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を 図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とし ています。

#### 3. 資金不足比率の算定(平成30年度 決算より)

【算定方法】 ①資金の不足額 ÷ ②事業の規模 = ③資金不足比率

① 資金の不足額

(単位:千円)

A TO I VEIN				(     ,
事業会計名	流動資産 (控除後)	流動負債 (控除後)	算入地方債	資金不足額 又は資金剰余金
	А	В	С	D (A-B-C)
水道事業会計	3,040,732	334,069	0	2,706,663
工業用水道事業会計	807,585	77,185	0	730,400

② 事業の規模 (単位:千円)

事業会計名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G(E-F)
水道事業会計	424,733	44,448	380,285
工業用水道事業会計	321,844	76,277	245,567

## ③ 資金不足比率

事業会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	- %	20.0%	
工業用水道事業会計	- %	20.0 %	

<sup>※</sup> 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「一」と表示しています。

## 4. 双葉地方水道企業団における資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定に基づく、平成30年度双葉地方水道 企業団の資金不足比率については、上記算定の結果、資金不足額は生じておらず、本比率について 該当がないことを公表いたします。